

横浜市営住宅条例の一部改正について

1 改正の理由

老朽化した建物を解体した住宅及び、契約期間が満了したため建物所有者に返還した住宅について、市営住宅としての用途を廃止するとともに、横浜市営住宅条例の別表から住宅名を削除します。

2 用途を廃止する住宅

・栗田谷アパートA棟B棟（48戸）（所在地：神奈川区栗田谷36番52号）

昭和23年に建設された築66年のRC4階建

老朽化した建物を、今年度解体しました。

なお、入居者は栗田谷ヒルズに住替えを行いました。

・上星川住宅（1戸）（所在地：保土ヶ谷区上星川三丁目8番9号）

昭和24年に建設された築65年の木造平屋建

当初は70戸でしたが、払下げ等を進めた結果、市営住宅として1戸残りました。

平成25年9月に入居者が死亡し、住宅が返還されましたので、すでに耐用年数が経過していた建物を解体しました。

・桜ヶ丘住宅（1戸）（所在地：保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目12番33号）

昭和24年に建設された築65年の木造平屋建

当初は47戸でしたが、払下げ等を進めた結果、市営住宅として1戸残りました。

平成24年3月に入居者が死亡し、住宅が返還されましたので、すでに耐用年数が経過していた建物を解体しました。

・ノーブル壱番館（2戸）（所在地：都筑区中川三丁目37番7号）

平成6年にヨコハマ・りびいんとして建設されたRC造4階建ての共同住宅のうち、空室2戸を既存ストックの活用として、平成18年に借上型市営住宅に転用しました。

平成26年11月にヨコハマ・りびいんの契約期間が満了し、所有者と協議した結果、建物を返還しました。

なお、入居者は別の市営住宅に住替えを行いました。

3 施行日

公布の日